

○議事日程（令和3年9月17日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 令和2年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第6号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第7号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第13 認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第22 発議第4号 こども庁の設置を求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百 合 子	10 番	野 村 永 一 夫
11 番	田 中 敏 弘	12 番	松 永 民 夫
13 番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 惠 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞 由 美
産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰	特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	藤 田 勝 彦
副 特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	高 木 善 太 郎	産 業 建 設 部 長 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	中 島 恵 美
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹
消 防 長	廣 澤 幸 雄	消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中 島 和 哉 議会事務局書記 稲 川 諭実彦

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

後段のほうの御唱和をよろしく申し上げます。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、若山子ども課長が療養のため欠席の報告を受けています。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

このほか、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和3年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、6番 長澤龍夫君、7番 大橋三男君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、決算特別委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第3、認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの12議案を一括議題として上程いたします。

この12議案は決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 松永民夫君。

○決算特別委員長(松永民夫君) 御無礼をいたします。

決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月8日、9日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受

けました令和2年度一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定11件並びに未処分利益剰余金の処分1件についてを審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるよう努めていただくために行いました。

審査の経過並びに審査の観点は、次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指し、これまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由、及び収入未済額とその対処策についての確認審査を行いました。

また、歳出につきましては、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. ふるさと納税の寄附金が増額になった要因はの問いに対しては、職員が各事業者に依頼をし、返礼品の充実を図っていることや、コロナ禍での巣籠もり需要も大きかったのではないかと分析をされておりますという回答でありました。

2. 次に、FM岐阜と岐阜放送で放映されている内容はの問いに対しては、毎年、町長の新年の抱負等を放映していただいているもので、今後も続けていきたいとの回答でありました。

3. 次に、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の利用実績はの問いに対しては、ふるさと納税のポータルサイトから寄附情報を当町の情報集約へ取り込む処理に利用した。また、今年度も各所属へ広くヒアリングを実施し、RPAの活用を図りたいという回答でありました。

4. 次に、ライザップの実績と効果はの問いに対しては、年4回開催をし、出席者は1回目から3回目までの約50名、4回目は48名であった。町民の方々の健康増進、健康寿命の延び、個々のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上に寄与するというところで、アンケート結果によると、参加者の大半が満足であったという結果であったという回答でありました。

5. 次に、文化財アーカイブ事業の旧民家の古文書調査について実施内容と結果はの問いに対し、主に押越の古文書調査を実施した。資料の聞き取り調査等を実施し、調査は完了しているが、東京在住の所有者との確認作業についてはコロナ禍で実施できていないという回答でありました。

6. 次に、外国人の不納欠損の対策はの問いに対しては、事業者及び本人に対する納税勧奨とともに、所管課の情報を基に出国を間近にした方々への臨戸訪問、また差押文

書を送付する形で納税を促すような対応を取っているとの回答でありました。

7. 次に、個人番号カードの交付枚数と交付率、今後の広報はの問いに対しては、令和3年3月末の申請件数は9,034件、うち交付件数が6,335件、交付率が22.2%であった。今後の対策としては、休日窓口の開設のほか、各自治会館での出張窓口の開設や、75歳以上の方への依頼も含めて、申請しやすい環境づくりに努めたいという回答でありました。

8. 次に、改良住宅法的措置業務委託契約の不用額が多い要因はの問いに対しては、予算執行については、裁判案件は相手との口頭弁論等時間がかかる案件もあり、成功報酬であるため、年度内に裁判が完結しない場合は支払いが遅れることになるという回答でありました。

9. 次に、令和2年度に創業支援事業補助金が創設をされ、結果的に50万円の限度額と19万2,000円の2件補助を実施したが、その後の町の考え方はの問いに対しては、創業するまでの支援ではなく、経営指南として支援することはできないか商工会とも協議の上、検討をしていきたいという回答でありました。

10. 次に、コロナ禍で縮小したイベントの評価は、またコロナ禍で執行されなかった予算の使い道はの問いに対しては、今年は肉まつりをユーチューブで行い、タレントに多額の出費をしたが、コロナ禍においては正解であったと思う。人と人が接触しないような形、インターネットを使った多くの人が見ていただける事業というのは、これからも行っていく必要があると考えるという回答でありました。

11. 次に、所有者不明土地の件数と課税金額はの問いに対しては、件数は27件、課税金額は114万3,937円であった。今後も所有者不明土地の現況調査を含め、相続財産管理人の選任など、相続財産管理制度を活用した対応を踏まえ、継続して取り組んでいくという回答でありました。

12. 次に、不納欠損の代表相続人等所有者課税と件数が前年に比べて非常に増えているが要因と対策はの問いに対しては、相続に伴い所有権移転がなされていないことなどが要因であり、全国的な問題になっている。当町としては亡くなられた方に対し、代表相続人の指定届を郵送するとともに、相続される方には連帯して納税の義務を負うとされていることから、その周知を図るとともに、国や県における対応の取組等を踏まえながら対応をしていきたいとの回答でありました。

13. 次に、土木使用料の不納欠損が149万円ほどであり、昨年に比べ107万円ほど増えている要因はの問いに対しては、住宅使用料の昨年の不納欠損は4名、今年の不納欠損は3名であるが、1件当たりの滞納額が増えているという回答でありました。

次に、特別会計について御報告をいたします。

認定第2号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 収納率78.86%の内訳はの問いに対しては、現年度分は97.78%、滞納分は12.21%であったという回答でありました。

2. 次に、短期証の発行件数はの問いに対しては、短期証の発行件数は122世帯230人であり、内訳としては、期間が6か月のものは29世帯51人、1ないし3か月のものは93世帯179人という回答でありました。なお、過年度分の収納率が前年比2.1%減となっており、過年度分の徴収に力を入れてほしいという要望がありました。

3. 今年度から資産割をなくすという変更があったが、今後の保険税に対する考え方はの問いに対しては、県への納付金に対する激変緩和措置は令和5年度までで、6年度以降は金額が上がるものと見ており、あらかじめ蓄えておく必要があると考えている。次の改正では、将来的に新たな治療薬、治療方法等が開発されると県への納付金が増えることも考えられること、また今年度、国保税算出における資産割をなくしたばかりであることから、その影響を見ても判断したいと考えるという回答でありました。

4. 特定健診の実績はの問いに対しては、令和2年度は1,931人が受診をし、それに伴う特定保健指導は41名が受けているという回答でありました。

次に、認定第3号 令和2年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 令和7年度に特別会計を閉じるに当たり、収入未済額881万円ほどに対する行政指導の状況はの問いに対しては、現在、西部簡易水道の積立金を上水道の加入分担金と相殺をするシミュレーションを行っているところであるが、滞納のある方には、その相殺をしないと周知をしている。最終的に未納額が残った場合の対応について検討をしていくという回答でありました。

次に、認定第4号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 原発事故以降、セシウム検査を実施してきたが、これまでの実績はの問いに対して、今までの検査でセシウムの検出はないとの回答でありました。

2. 近隣でBSEの危険部位処理委託を行える業者の状況はの問いに対しては、東海地方のほとんどの食肉センター等では、現在委託をしている事業者を利用しているという回答でありました。

次に、認定第5号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 現在の滞納の内訳はの問いに対して、滞納の内訳としては、分納誓約をされている方が17件、その他申出があれば不納欠損になる方が9件である。なお、令和4年度以降も分納誓約をされている方の返還は続くので、しばらくは特別会計を維持し、返還を求めていくという回答でありました。

次に、認定第6号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第7号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 地域支援事業費の任意事業の実績はの問いに対しては、物忘れ認知症個別相談を年9回実施し、5名の参加があった。ねたきり老人等日常生活品購入助成事業では387件の申請があり、約234万円の助成を行った。なお、認知症町民講座と認知症カフェは、新型コロナウイルス感染拡大のため実施できなかったという回答でありました。

2. 次に、町内の要介護度の出現率の分析はの問いに対しては、介護認定の割合は要介護1と2の方が増えてきている。今現在、町が進めている要介護にならないような介護予防の効果が出てきているものと考えているという回答でありました。

3. 次に、コロナ禍での町内事業者の経営状況はの問いに対しては、当町では、全体としては給付が減っているわけではないため、町内事業者が新型コロナの影響を受けたことはないと認識しているという回答でありました。

次に、認定第8号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 検針業務を外部委託した費用対効果はの問いに対しては、費用面としては検針員に直接委託していたときと比べ1割程度増加をしている。また、効果面としては、委託前は検針できない場合は、検針時のトラブルに対し水道課の職員により対応していたが、委託契約後は業者対応となり、少ない人員で対応していたことが改善されている。また、民間企業ということで、検針員や住民から好評を博しているという回答でありました。

次に、認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

1. 令和元年度と比べ未納額、不納欠損額が減っているがなぜかの問いに対しては、特別会計から公営企業会計への移行に伴い出納整理期間がなくなり、3月請求分が4月に納付されているため未納額が増えたかのように表現されています。不納欠損は同じく移行に伴い、受益者負担金の不納欠損を計上していたためであります。令和元年度と令和2年度の額としては、大きな違いはありませんという回答でありました。

以上、審査に付された一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定11件については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定をし、また未処分利益剰余金の処分1件については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、可決すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に日程第3、認定第1号 令和2年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第2号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第3号 令和2年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第4号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第5号 令和2年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第6号 令和2年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第7号 令和2年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第8号 令和2年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第9号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第60号 令和2年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、認定第10号 令和2年度養老町上水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第11号 令和2年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての4議案を一括議題といたします。

この4議案は各常任委員会での所管事項ごとに、その委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） 総務民生委員会報告を行います。

去る9月6日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会しました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について報告いたします。

まず、議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 本条例改正は押印を見直す内容であるが、その他の案件の取扱いはこの問いに対して、今回の改正は、押印見直しの第一弾ということで、住民に対しての利便性向上ということで今回措置を行った。町全体の条例と施行規則を合わせて2,283件であり、そのうち今回は1,086件を該当としているものとし、条例については3件該当しているとして改正を進めていく。その他の要綱や施行規則については、令和3年度中に随時改正をしていくとの回答でした。

次に、議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 具体的に該当する人はこの問いに対して、主に技能実習生として当町で働いている方、そういう方は外国に家族を残しているのもので、そうした方に対する扶養控除の見直しとするとの回答でした。

次に、議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しまして、1. 町内の該当施設はこの問いに対して、特定教育・保育施設等では、公立こども園5園と、私立池辺こども園、ようろう保育園、めぐみ保育園、下笠保育園が該当し、特定地域型保育事業では、小規模保育事業の高田保育園が該当するとの回答でした。

2. 第54条第5項、電磁的方式によってしてはならないの意味はこの問いに対して、保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、電子的媒体による方法では提供してはならないということである。例で言えば、電子メール等での提供は

望みませんと言われた場合は、電子的方法を取ってはいけないとの回答でした。

3. 第54条第5項には、園から利用者への情報提供も含まれるかの問いに対して、保育事業者が作成保存を行うもの、また保育事業者と保護者との間の手続に関するものを書面によるもののほか、電子的方法も可能にするという内容であるため、双方向であるとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正3件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 早崎百合子君。

○産業建設委員長（早崎百合子君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

去る9月6日、各委員及び執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 改正内容はの問いに対して、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路に関しては当町では別の基準条例があり、これに準じているが、その基準を本条例の中に含まれる改正をするものとの回答でした。

2. 将来的に該当することが見込まれる事案はの問いに対して、例えば高田駅のロータリーに路線が結びついたときや、高速サービスエリアに仮に路線バスのバス停があって随時発着するようなどときには、本条例に該当する可能性があるとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員からの経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第15、議案第61号 養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第62号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第63号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第64号 養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）と日程第20、議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。

この2議案は予算特別委員会に付託し審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る9月6日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下に、予算特別委員会を開会いたしました。審査事項は当委員会に付託をされました令和3年度一般会計及び特別会計補正予算2件の議案であります。

委員会での主な質疑と審査結果についてを御報告申し上げます。

まず、議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）に関しましては、款3民生費について、1. 緊急通報システム増額の要因はの問いに対しては、令和2年度の実績は新規申請が18件であったが、今年度は既に16件の新規申請があったため、不足分について増額するものとの回答でありました。

次に、款8土木費、2. 道路新設改良費について、用地買収の距離と面積はの問いに

対して、距離は900メートル、総面積は4,700平米を予定しているとの回答でありました。

次に、款10教育費について、3. 小学校の遊具の撤去費用に関する具体的内容はの問いに対しては、上多度小学校1か所、池辺小学校2か所、笠郷小学校1か所、養北小学校3か所の遊具を撤去するものとの回答でありました。

4. 小学校の遊具の更新期間の定めはの問いに対して、経年劣化の状況が設置場所や遊具の種類によって異なるため、修繕するものと撤去するものを精査して毎年決めているとの回答でありました。

5. 広幡小学校の駐車場整備の内容はの問いに対して、整備費は225万円であり、工事内容は広幡小学校正門の駐車場を全面舗装工事し、正面玄関の入り口にスロープを設置するものとの回答でありました。

以上のとおり、質疑がありました。

次に、議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に關しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和3年度一般会計及び特別会計補正予算2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第19、議案第65号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第66号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第21、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局が朗読いたします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の朗読をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急

経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県養老町議会議長 北倉義博。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（北倉義博君） この意見書は、議員全員からの発議ではありませんので、代表議員による趣旨説明を行い、質疑及び討論を経て採決を行いたいと思います。

それでは、代表議員による趣旨説明を求めます。

10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） ただいま上程いただきました発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このたび全国町村議会議長会から、各町村議会において本意見書の議決を求める依頼がありましたので、当町議会として国に対し、意見書を提出するよう発議するものであります。

以上で発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての趣旨説明を終わります。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 2点についてお伺いしたいと思います。

本意見書が採択された場合、住民への負担が増える懸念がありますが、実際のところ住民への負担は増えるのかそのままなのか、その点についてお答えいただきたい。

2点目、国庫補助金にて賄われるべきである財源ということは理解できますが、同じく本意見書が採択された場合、国庫補助金にて補填される見込みはあるのかないのか、この2点についてお答えください。

○議長（北倉義博君） 10番 野村永一君、自席にて答弁。

○10番（野村永一君） 岩永議員の質疑に対して回答させていただきます。

まず、このまま採択されたら次年度は増えるか減るかというお話でございますが、今、固定資産税は3年前に評価替えをしております。ですから、評価替えそのものが評価が上がる場所と下がる場所がございます。ここの趣旨は上がる場所も下げる、下がる場所も下げるということで、税金の平等性を鑑みて、この発議した理由でございます。

次に、負担金の増減というのは地方交付税の中に入りますもので、それは町のほうから全体の収入、歳入から計算していただければ、国のほうの助成金が減るか増えるかはちょっと分かりませんが、そういうふうで国のほうで調整はしていただけると思います。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

反対討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 反対討論を行います。

今回提案されている本意見書は、コロナ禍における自治体財政逼迫からの改善を国に要望するもので、5項目の要望から成っています。

5項目のうち、1番目と5番目の要望については賛同できます。しかし、2、3、4番目の要望については、コロナ禍による影響で困っている住民に対する減免による緩和措置を今年度でやめるよう要望する内容となっています。住民の負担増です。

具体的には、2番目の要望は固定資産税に係る減免措置を、3番目は同固定資産税の課税標準額の据置きをやめること、4番目は自動車税・軽自動車税の臨時軽減措置の延長をやめること、これら全て、コロナ禍で苦しむ住民に対する軽減措置を今年度いっば

いで取りやめよという内容の意見書です。

本来これらの財源は、国の国庫補助金によって賄われるべきものであることは承知しております。しかし、この意見書が採択されて減免措置が今年度で停止されたとしても、その後に国庫補助金で賄われるという話にはなっていないようです。

現在、当町においても、関係者の尽力のおかげで順調にワクチンの接種が進んでいます。コロナ禍も永遠に続くわけではありません。コロナ禍による減免措置はコロナ禍が終息した後、もしくは完成間近とも言われている治療薬等により落ち着いた段階で停止するのが適当と考えます。少なくとも第5波で緊急事態中の今、議論すべき内容ではありません。

財政に苦しむ自治体、市町村の首長連盟のようところが要望するのならば理解できますが、議会が住民の負担が増える要望、住民への緩和措置を停止するよう提言する内容の意見書を採択するようなことは、負託を受けた住民への裏切りです。議員の皆様、まだ間に合います。よくよく考えてください。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 賛成討論をいたします。

本案につきましては、地方財政、このコロナウイルスの感染拡大において、財源不足がそれぞれ大きく避けられない状況になっております。

この2の固定資産税の関係で、本来国庫補助による対応をすべきものという文言について、私は賛成であります。特に、地方財政につきましては、養老町においても固定資産税が大きな収入源になっております。税の公平性、特に税は、垂直公平性と水平公正性という理論があります。垂直公平性というのは多く所得がある者が多く納める、水平公平性というのは同じ状況にあって税が平等に納められないというのが水平公平性であります。

これをもって、私は税の公平性、これを養老町にもぜひ当てはめていただいて、この緊急事態宣言の中で、国の国庫補助による対応をすべきものということに対して賛成といたします。以上です。

○議長（北倉義博君） 次に、反対討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第22、発議第4号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局が朗読いたします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君） こども庁の設置を求める意見書の朗読をいたします。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えらる。

よって、国においては、子供政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

1. 専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に管理する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。

2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないよう「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3. 自治体の子供施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県養老町議会議長 北倉義博。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、国家公安委員会委員長。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（北倉義博君） この意見書は、議員全員からの発議ではありませんので、代表議員による趣旨説明を行い、質疑及び討論を経て採決を行いたいと思います。

それでは、代表議員による趣旨説明を求めます。

10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 上程をいただきました発議第4号 こども庁の設置を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

少子高齢化が深刻な我が国においては、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられているところです。

しかしながら、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースがあり、また現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準や手続が必要な場合があります。

現在、報道されている「こども庁」の設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものであり、来年の通常国会への設置法案提出に向けて、6月に決定した政府の経済財政運営の基本方針「骨太の方針」には、子供をめぐる課題に総合的に対応するため、省庁間の縦割りをなくすための行政組織の創設を「早急に検討」と明記されたところであります。

このたび全国町村議会議長会から、各町村議会において本意見書の議決を求める依頼がありましたので、当町議会として国に対して意見書を提出するよう発議するものであります。

以上で発議第4号 こども庁の設置を求める意見書についての趣旨説明を終わります。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

反対討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 子供の命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは、極めて重要であります。しかし、こども庁が何をやるのか具体的な中身が見えません。

また、現首相の動機は、縦割り行政打破の新たな目玉政策をつくるためとも言われており、衆院選のアピール材料にする狙いと報じるメディアも少なくないとのこと。政権浮揚の思惑と打算を出発点とした政策が、子供にとって真に有益で実効性のある施策となるのか疑問です。

子供をめぐる大きな困難の大本にあるのは政治と社会のひずみであり、例えば安心して子育てできる雇用のルールづくりが急がれるのに、政府は長時間労働や非正規雇用を拡大させる労働法制の改悪をしてきました。つまり、こうした問題は縦割り行政のせいではなく、子供や子育て政策の拡充に必要な予算を確保してこなかった政治姿勢にこそあります。したがって、こども庁の創設により子供に関する課題が解決するとは到底考えられません。

また、現首相はこども庁案を語る中で、社会保障について今まで高齢者中心だった、思い切って変えなければと強調したとのことですが、こども庁議論で世代間対立をあおり、高齢者への社会保障費削減に結びつけられることがあってはなりません。

以上の理由から、この意見書に関して賛同することができず反対するものです。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 賛成討論をいたします。

ただいま意見書の趣旨説明がありました。全くそのとおりでございまして、現在の国の体制において、子供政策に対しては、縦割り行政の弊害が大きな障壁となっております。したがって、一元的な窓口、いわゆるこども庁設置はワンストップ窓口となって大きな意義があり、子供政策の充実を図り、実現をするためぜひ必要であると思いをし、賛成討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、反対討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 少子高齢化が深刻となっており、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていく、これは十分理解し、必要であると思います。しかし、こども庁の設置は、大きな政府に向かう道であると考えます。

意見書の中に、専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に管理するとあります。これは、揺り籠から墓場まで国家が管理し国が面倒を見る、国が衰退する方向に向かうと考えられます。加えて、議員の席が増える方向ではないかと考えます。小さな政府を目指すべきだと思えます。

以上の理由をもって反対討論とします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回養老町議会定例会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

（閉会時間 午前11時12分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月17日

議 長 北 倉 義 博

議 員 長 澤 龍 夫

議 員 大 橋 三 男